

高等学校就労支援マニュアル



平成30年3月

岡山県教育庁特別支援教育課

目 次

はじめに	1
障害者の進路先について	2
各事業所について	3
障害者雇用の流れについて	5
各手続きについて知っておきたいこと	6
関係機関との連携	8
各相談窓口	9
障害者雇用枠と一般枠のメリットとデメリット	11
就労支援コーディネーターが関わったケース	12
就労支援コーディネーターが感じた高等学校からのニーズ	13
特別な支援を必要とする生徒への進路指導において大切なポイント	14
福祉サービスの利用手続きについて	15
障害者雇用制度について	16
障害者雇用・就労に関する用語集	17
県内の支援機関と連絡先	18
各書式（参考）	
【様式1】 実習依頼書	
【様式2】 実習受け入れ承諾書	
【様式3】 実習評価表	
【様式4】 調査書	

はじめに

現在高等学校に在籍する生徒のうち特別な支援を必要とする生徒は約4%となっており、高等学校における就労支援の必要性が年々高まってきています。

特別支援教育課では、平成26年度より高等支援学校職業科及び特別支援学校普通科職業コース(以下「高等支援学校等」という。)において、職業教育に重点をおいた教育課程を充実し、キャリア教育を推進するため、地域の関係機関と関わりながら職場開拓や職域開発等の就労支援を積極的に行う「就労支援コーディネーター」を配置しています。

また、平成28年度より高等支援学校等が、地域の就労支援拠点となる特別支援学校就労支援センターのさらなる充実を図るとともに、就労支援コーディネーターを中心に、近隣の高等学校における特別な支援を必要とする生徒の就労等に関する支援を行ってきました。

このマニュアルは、就労支援コーディネーターが高等学校の就労支援にかかわる中で、必要と感じた事項をまとめたものです。

このマニュアルの活用を通して、高等学校に在籍する特別な支援を必要とする生徒の自立と社会参加に向けた進路指導がさらに充実したものになることを願っています。

障害者の進路先について

障害者の進路先には、就労系、福祉サービス系、進学系があります。

進学

大学、専門学校、訓練校等

就労

一般企業

最低賃金の補償

各種社会保険に加入 雇用・労災等

就労継続支援A型事業所

福祉的就労

就労継続支援B型事業所

就労移行支援事業所

自立訓練事業所

生活介護事業所

夜間サービス

入所施設

共同生活援助施設(グループホーム)

宿泊型自立訓練施設

福祉サービス

一般企業

ハローワークを通じて、事業所と雇用契約を結びます。雇用形態により、加入する労働保険が異なります。事業所は障害者雇用率のカウントや、雇用助成金を受け取る(条件あり)ことができます。

雇用形態	短時間労働	短時間労働以外
労働条件	週20時間～30時間未満	週30時間以上
社会保険	雇用保険、労災保険	雇用保険、労災保険、健康保険、年金保険
障害者雇用率	0.5人とカウント	1人とカウント

※重度判定の該当者は、ダブルカウント(雇用率、助成金)になります。

ひとくちメモ

雇用率

障害者の雇用の促進等に関する法律(障害者雇用促進法)により、義務づけられた障害者の雇用率。

重度判定

働くことへの困難性を岡山障害者職業センター(クレドビル17F)で検査する。重度判定の該当者は、事業所が雇用する際に2人分のカウントができる。

助成金

特定就職困難者開発助成金(特開金)として、事業所が条件を満たせばハローワークから支給される。他にファーストステップ奨励金等の制度もある。

各事業所について

福祉サービス系や進路系の事業所等を紹介します。

就労継続支援A型事業所

一般企業などでの就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。

- ・雇用契約を結ぶ
(社会保険に加入)
- ・最低賃金の保障
- ・一般就労を目指す
(6カ月ごとの短期目標)

労働条件は、雇用契約を結び社会保険に加入したり、最低賃金が保障されたりなど、一般企業の雇用と同じ条件です。

障害者総合支援法上の福祉サービスの利用になるため、利用するためには受給者証や計画相談が必要になります。

就労継続支援B型事業所

一般企業等に就労したが、
難しかった人が主な対象

一般企業などでの就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。

- ・雇用契約は結ばない
- ・工賃での出来高払い
- ・目標を決めて訓練
A型事業所よりも訓練的
リハビリ的側面が強い

雇用契約を結ばないため、賃金は出来高払いの工賃として支給されます。

障害者総合支援法上の福祉サービスの利用になるため、利用するためには受給者証や計画相談が必要になります。

卒業後すぐに利用する場合は、直Bアセスメントが必要になります。

就労移行支援事業所

さらに訓練をして就労を
目指したい人

一般就労を希望する人に対し、事業所内での作業訓練、企業などでの職場実習を通じて、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。

訓練期間
2年間



一般企業
A型事業所

事業所によって、訓練内容は様々です。パソコンや軽作業を通してビジネススキルを高めたり、パンやとうふの製造を通して働く力を身につけたりします。作業内容によっては、工賃として支給される事業所もあります。

訓練期間は2年間です。就職後の職場定着支援など長く働き続けるためのアフターケアにも取り組まれています。

自立訓練事業所

地域生活を営むうえで、一定期間の訓練が必要な知的・精神障害者を対象に、生活能力の維持・向上等を行います。

通所だけでなく、入所と組み合わせて自立訓練を行う事業所もあります。

訓練期間
2年間

通所でライフスキルを身につけていく「福祉型専攻科」として社会に出る準備を進めていく事業所もあります。
また、就労移行支援と組み合わせて4年間で就労する力を身につけていく事業所もあります。

※自立訓練 → 生活訓練と機能訓練とがあります。

職業訓練校

社会の変化に対応できる確かな知識や技能を習得するための職業能力開発施設で、職業能力開発促進法に基づき県が設置しています。県下には、3校があります。

- 岡山県立南部高等技術専門校(倉敷市)
- 岡山県立北部高等技術専門校(津山市)
- 岡山県立北部高等技術専門校美作校(美作市)

※ハローワークを通じて手続きをします

※出席日数に応じて訓練費の支給があります

国立吉備高原職業リハビリテーションセンター

就職を希望する障害のある方を対象に、職業訓練を軸に職業評価(職業適性・作業能力等)や職業指導(個々の能力にあった職業選択の相談)等の一貫したサービスを提供します。

募 集

知的障害(職域開発系、2コース)
身体障害(メカトロ系、ビジネス情報系)

入学試験 11月上旬(1次)、12月上旬(2次)

訓練期間

1年間(コースにより2年間)

※ハローワークを通じて手続きをします

障害者雇用の流れについて

特別支援学校の就労支援コーディネーターが、高等学校からの要請に応じて就労支援を行っています。

高等学校に対する就労支援の中で、相談として多くあった内容は、障害者雇用に向けての流れについて詳しく知りたいというものでした。

障害者雇用の標準的な流れは、以下の通りです。

求職者登録

- ・公共職業安定所(ハローワーク)から仕事を紹介してもらうための申込みを行います。
- ・職業相談ができます。
- ※主治医の意見書が必要です。
- ※障害者手帳が必要です。

【求職者登録について】

- 求職者登録まで**約3か月**、障害者手帳取得まで**約6か月**かかるため、できるだけ早い段階からの手続きが必要です。
- 登録することで、ハローワークの求職相談等がスムーズに行われます。

実習先開拓（求人票閲覧）

実習前の見学・面談

実 習

実習評価の確認

採用の可能性あり

採用の可能性なし

非公開求人票提出依頼

応 募

※採用試験がある場合があります

採用内定

移行支援会議

【実習に必要な書類について】

- 生徒本人のプロフィール表
- 実習についての要項
- 実習依頼書
- 実習記録表
- 評価表

【実習評価の確認について】

- この時点で採用の可能性の有無が決まります。
- 再実習の可能性もあります。

【求人応募について】

- 本人、保護者に求人応募の確認をとり、調査書と履歴書をハローワークに提出します。

【移行支援会議について】

- 本人、保護者、学校、事業所、関係機関が集まり、個別の内容について、引き継ぎをし、連携したサポートのあり方を考える場です。

各手続きについて知っておきたいこと

求職者登録

○必ずハローワークの登録が必要です。

○主治医の意見書の提出について

病院に受診して作成してもらいます。病院への受診経験がない生徒、もしくは受診機関を変更しようとする生徒は、病院の診断等に時間を要するため登録まで3か月程度かかりますので、早めに受診をしましょう。

○障害者手帳について

障害者手帳には次のものがあります。

【障害者手帳】

- ・療育手帳 知的障害者が該当します。（更新があります）
- ・障害者手帳（精神障害者保健福祉手帳） 発達障害のある生徒も該当する場合があります。（約2年ごとの更新があります）
- ・身体障害者手帳 肢体不自由、聴覚障害、視覚障害、内部障害の方が該当します。（基本的に更新はありません）

【手帳取得のメリット】

- ・会社側 経済面（助成金）と法令順守（法定雇用率の達成）
- ・本人側 携帯電話使用料の割引、税金等の減免、公共施設の割引など支援機関への相談、雇用枠求人に応募できる

※発達障害の場合は、障害者手帳を取得していなくても障害者雇用が可能な場合があります。ただし、手帳取得については会社側にとっても本人側にとってもメリットがありますので、本人や保護者に情報を伝えておくことが大切です。

実習先開拓（求人票閲覧）

○閲覧だけでなく、本人が希望する職種等を聞き取り、関係機関※が職場開拓を行うことも可能です。

○どんな仕事に向いているのか分からない場合は、関係機関が実施する適性検査を受けることで、「向いている仕事」や「苦手なこと」を知ることができます。

※関係機関とは

就労を希望する障害のある人に対し、ハローワークを中心に福祉等の関係者からなる「障害者就労支援チーム」による、就職の準備段階から職場定着までの一貫した支援を実施しています

実習前の見学・面談

○生徒のプロフィールや履歴書を実習先の事業所から求められることがありますので、事前にどんな資料が必要か事業所と確認しておきましょう。

実 習

○実習中に学校が実施すること

- ・初日は、本人と同行する方がよいでしょう。仕事の様子を見学だけでなく、会社の方と本人についての情報交換ができます。
- ・実習期間中には、巡回指導をするとよいでしょう。数日経った後の本人の仕事の様子を見学し、本人及び会社に本人の様子を聞き取り、本人と会社の調整をすることができます。

実習評価の確認

○最終日に本人の評価を聞き取ります。

- ・この時点で採用の可能性の有無が決まります。事業所からの評価によっては再実習の可能性もあります。
- ・採用されなかった場合は、新たな実習開拓先（求人票閲覧）から再度始めることとなります。

【こんなことも知っておきたい】

○労働条件を確認する

本人に向いている仕事であっても、安心して仕事を続けるためには労働条件を把握しておく必要があります。どのような労働条件か労働条件の提示がない場合は、生徒の求人票の提出を依頼する前にハローワークに相談しましょう。

○障害重度判定について

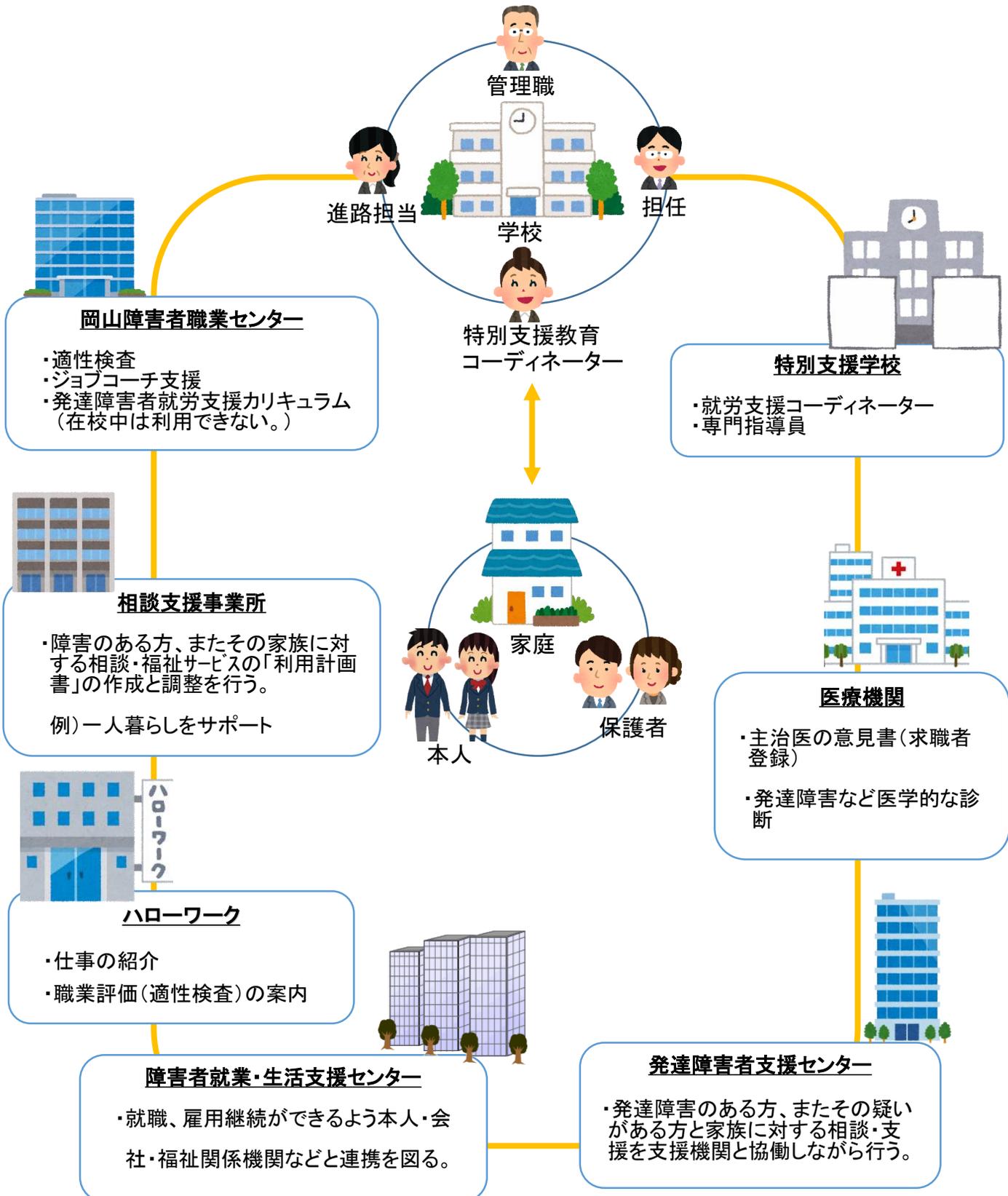
会社から障害の度合い（軽度・重度についての判定）を受けることを求められる場合があります。

例えば、知的障害についての判定を受ける場合は、ハローワークを通して障害者職業センターへ依頼します。通常であれば、障害者職業センター等の機関で判定を受けることとなります。

詳しくは、学校管轄のハローワークに相談してください。

関係機関との連携

就職の準備段階から職場定着までの一貫した支援を実施するため、様々な機関が連携しています。



各相談窓口

福祉サービス相談窓口

福祉事務所

居住地域にある市町村役場の福祉課など、行政における福祉担当窓口を総称して福祉事務所といいます。住民に対する福祉サービスの種類は、全国統一のものと、市町村単独によるものがあります。

各種の福祉サービスの相談窓口、申請手続き、受給者証の発行などを行っています。

※18歳までは、保護者の居住地の福祉事務所が福祉サービスの申請窓口となります。

障害者地域活動支援センター

障害者総合支援法によって定められた、障害によって働く事が困難な障害者の日中の活動をサポートする福祉施設で、その目的によってⅠ型、Ⅱ型、Ⅲ型に分かれます。

Ⅰ型

地域住民への相談支援を市町村から委託を受けて実施しており、地域における計画相談事業所のとりまとめもしています。福祉・医療・行政と連携して、理解促進・普及啓発等を実施しています。

Ⅱ型

日中活動として、入浴や食事の提供、機能訓練、社会適応訓練、リクレーションなどを行っています。地域との連携も深め、介護技術方法の指導等もを行っています。

Ⅲ型

旧小規模作業所で、日中活動(創作的活動、生産的活動)を行っています。

指定相談支援事業所

福祉サービスを利用する際には、原則として計画相談が必要になります。相談支援専門員がその人のニーズにあわせて、福祉サービスをどこでどのように使うかについて、ひとりひとりに応じた「サービス等利用計画」の作成をします。提供されるサービス内容を利用者とサービス提供事業所とで確認をし、その内容が適正なものであるかどうかを福祉事務所が判断して受給者証の発行がなされます。

※福祉事務所やⅠ型事業所で、地域にある指定相談支援事業所の一覧表をもらうことができます。

その他の相談機関

地域を拠点とした関係機関として、児童相談所(子ども相談所)、発達障害者支援センター、保健所、医療機関、訪問介護事業所など、一人一人のニーズによってさまざまな支援に関わる機関があります。福祉事務所や地域活動支援センターの相談支援専門員と連携して支援にあたっていきます。

※児童相談所が関われるのは18歳までで、高等学校卒業後は障害者更生相談所が対応することになります。

就労関係 相談窓口

ハローワーク

働きたい人の就職窓口で、雇用契約を結ぶ際にハローワーク(公共職業安定所)を通じて行うことで、さまざまな支援につながっていきます。関係機関と連携しながら、就労継続や再雇用等の相談にも関わります。

生徒の居住地がどこであれ、求職登録や応募書類の発送など、在学中はすべて学校所在地管轄のハローワークを通して就労関係の手続きを行います。卒業後は、居住地のハローワークが窓口になります。

※職業訓練校(岡山県立高等技術専門校、国立吉備高原職業リハビリテーションセンター)も労働局の管轄になるため、出願手続きはハローワークで行います。

障害者就業・生活支援センター

岡山県の4つのエリア(岡山、倉敷、津山、高梁)の身近な地域において、雇用・保健福祉・教育等の関係機関と連携して、働き続けるために必要な就業面及び生活面における一体的な相談支援を実施しています。

障害者職業センター

ハローワークをはじめとする関係機関と密接に連携しながら、障害者の就職の相談・支援、事業主に対する障害者雇用の相談・支援などのサービスの提供を行う専門機関です。

障害者職業センターでは、職業評価、職業準備支援、ジョブコーチ支援、職場復帰(リワーク)支援、重度知的障害判定などを行っています。

岡山県の障害者職業センターは、岡山市北区中山下のNTTクレド岡山ビル(17F)にあり、重度知的障害判定はここで行われます。

ひとくちメモ

ジョブコーチ

障害者の就労に当たり、出来ることと出来ないことを事業所に伝達するなど、障害者が円滑に就労できるように、職場内外の支援環境を整えていくのがジョブコーチ(職場適応援助者)です。

職業センターには配置型ジョブコーチがおかれています。ジョブコーチの資格を有する職員を配置して、障害者の就労支援を行っている福祉施設や企業もあります。

障害者雇用枠と一般枠の メリットとデメリット

就労支援コーディネーターがかかわったこれまでのケースから、障害者雇用と一般求人による雇用におけるメリットとデメリットを以下にまとめました。

これらの事項は必ずしも当てはまるとは言い切れませんが、障害者雇用における就労を選択するならば、生徒は少なからずこれらの事項を理解しておく必要があります。また、指導する教員にとっても進路指導上理解しておく必要があります。

	障害者雇用枠	一般枠
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者雇用に対して理解のある会社に就職できる。 ・服薬、通院を気にせずに行える。(勤務日、時間、休み等の配慮をしてもらいやすい) ・事業所との調整で就労支援機関からの支援が得られる。(面接同行・ジョブコーチなど) ・会社内に理解者がおり、周囲の目を気にしないで済む。(障害を隠しているという不安がなくなる) ・各種支援制度が利用できる。(会社に対して助成金が支給されるなど) 	<ul style="list-style-type: none"> ・仕事がみつけやすい ・好きな仕事を選べる。 ・面接のチャンスが多くなる。 ・給与など他の従業員と同等な扱いになる。
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・決定までのプロセスに時間がかかる。 ・本人の希望の職種に合致する会社や障害理解のある会社を探すことに時間がかかる。 ・障害者として見られる。(特別扱いされている気持ちになる) ・給与が安い。 ・基本的に契約社員である。(正社員の枠はほとんどない) 	<ul style="list-style-type: none"> ・服薬、通院に気を使う。(休み等がとりづらい) ・残業・休日出勤など、自分で調整する。 ・仕事への配慮がなされない。(残業・ノルマが期待される) ・理解者がいない。 ・支援機関からの支援が受けられない。 ・障害を隠していることがストレスとなる。

就労支援コーディネーターが関わった ケース

就労支援コーディネーターが関わったケースについて、トピックス的に紹介します。

各校で参考にしていただけたらと思います。

【障害者雇用枠での就労につながったケース】

- 本人・保護者の理解のもと、精神障害者保健福祉手帳や療育手帳を取得し、インターンシップ実習を行い、就労につながりました。
- 就労支援コーディネーターは、本人が希望する職種にあった企業を開拓したり、雇用までの手続きについて、高等学校と確認しながら支援に当たりました。

【他の進路選択につながったケース】

- 障害者雇用による就労を希望している本人・保護者でしたが、実習や面接会に参加する中で、卒業時点で就職するよりも、もう少しスキルアップする進路を考え始めました。
- 就労移行支援サービスの利用や職業リハビリテーションセンターと高等技術専門校などの進路先を紹介することにより、進路変更することにつながりました。

【一般就労につながったケース】

- 就労支援コーディネーターとつながり、インターンシップ実習等を行ったり、障害者雇用について理解したりする中で、一般枠での就労を選択することになりました。

就労支援コーディネーターの活用により、様々な進路を考える機会となります。障害者雇用も含め、生徒の進路について情報が必要な場合は、最寄りの特別支援学校までご連絡ください。一人一人の生徒を支えるチームの一員として、ご協力します。

就労支援コーディネーターが感じた 高等学校からのニーズ

就労支援コーディネーターが就労支援にかかわる中で、高等学校からのニーズをまとめました。

【障害者や障害者雇用に関する教員への情報提供】

○障害特性や障害者雇用について具体的に知りたいというニーズがありました。障害特性や障害者雇用について知ることは、就労に役立つだけでなく、教師が生徒の得意な力や支援について整理する機会となり、生徒が日々の学校生活を充実して過ごすことにつながっていきます。

【生徒や保護者が障害者雇用を理解することについて】

○学校が生徒にとって、障害者雇用がよいのではと思っても、生徒や保護者が決して望んでいるとは限りません。障害という言葉を受け入れることは、当事者にとっては大変なことでもあります。大切なことは、生徒・保護者の思いを傾聴しながら、手帳取得のメリットやデメリットも含め、障害者雇用について合意形成する必要があります。

【生徒がどんな職種を希望しているか】

○障害者雇用に向けて、就労支援コーディネーターは実習先や就職先の開拓を行います。どのような職種を希望しているか本人自身が戸惑うケースもあるようです。そのため、早い段階からの進路指導が必要になります。

就労支援コーディネーター含め、特別支援学校のセンター的機能の活用を！！

特別支援学校では、教育上の高い専門性を生かしながら地域の学校を積極的に支援しています。就労支援を含め、特別支援教育に関する相談等がありましたら、最寄りの特別支援学校にご相談ください。

特別な支援を必要とする生徒への 進路指導において大切なポイント

○一番大切なのは、本人の「意思」

生徒本人の意思を尊重し、そして最優先で考えることが一番大切です。「本人にとって何がベストなのかを一緒に考えていきましょう」と伝えることにより、本人、保護者の方は安心されます。

○保護者の子どもに対する「思い」を聞き取ること

子どもの「障害」をうまく受容している親はごくまれです。保護者の不安な思いを聞き取ること、親は子どもの将来への不安な思いから、前向きに考えようと意識されてきます。

○「障害」という言葉

「特性」「診断」という表現に変えるだけでも、生徒、保護者の方は安心されます。「特性」「診断」等、気持ちに配慮して言葉を選びながら話を進めないといけません、就職についての話になる場合は「障害者雇用」としての説明になります。

実は、私たちが想像している以上に「障害」という言葉に本人、保護者ともに敏感です。

○安心して働く

診断がある＝「障害者雇用での就職をしなければならない」というルールはありませんが、本人の特性を考えたときに、障害者雇用での就職の方が、職場の方の理解が得られやすく支援機関からのサポートも受けることができ、安心して働き続けられる可能性があります。

○「傾聴」と「共感」

「診断」があっても一人の「人」として、生徒、保護者の思いに「傾聴」「共感」してください。一緒に考えていくことで、必ず「方向性」は見えてきます。

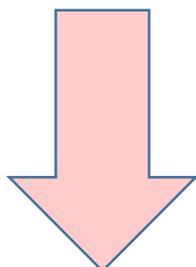
一般企業の中で障害者雇用で働く厳しさは、本人が入社してから一番感じるものです。だからこそ、本人と保護者が十分に理解して就労に向かうことができる時間と合意形成が必要です。

福祉サービスの利用手続きについて

就労継続支援A型事業所など、福祉サービス事業所を利用するためには、福祉サービス受給者証とサービス等利用計画書が必要になります。

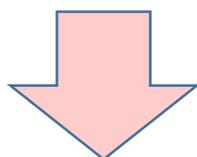
居住地の福祉事務所で

申請



計画相談が可能な指定相談支援事業所で

相談



居住地の福祉事務所から

交付

利用する福祉サービスが、福祉サービス受給者証に記載され、利用できるようになる。

保護者

計画相談を入れるか、セルフプランにするかを聞かれる。計画相談を入れる場合は相談支援事業所の一覧を渡される。

※A型事業所の場合は、事前に事業所に連絡を入れておく。

※セルフプランは、サービス等利用計画・障害児支援利用計画は、相談支援事業者に代わり、障害者本人、家族、支援者が計画を作成することですが、自治体によっては認めていない場合があります。

保護者・本人

相談支援事業所において、サービス等利用計画の作成をする。相談支援事業所から、福祉事務所に直接、プランが渡される場合もある。

計画相談について

福祉サービスを利用するために、相談支援事業所でサービス等利用計画の作成が必要です。

自分で作成するセルフプランも可能ですが、モニタリングなどの支援も自分でするようになります。

相談支援事業所は2種類あります

指定相談支援事業所

サービス等利用計画の作成ができる事業所

委託相談支援事業所

(地域活動支援センターI型)

市町村から委託を受けて、よろず相談を受ける事業所

障害者雇用制度について

障害者の雇用を促進するための制度があり、条件を満たせば事業所は各種の助成金を受け取ることができます。障害者手帳を取得している生徒は、事業所が助成金を受け取ることができる対象者になります。

障害者雇用率

身体障害者・知的障害者を雇用する場合
(精神障害者はH28年度から適用)

法定雇用率

民間企業	2.0%
特殊法人、国・地方公共団体	2.3%
都道府県教育委員会	2.2%

障害者の雇用の促進等に関する法律

障害者雇用納付金

※短時間労働者(週20時間以上30時間未満の場合)は
0.5人としてカウント、重度障害者は2人としてカウント

従業員50人以上の事業所が雇用義務の対象(毎年6月1日付けでハローワークに報告義務)
雇用障害者数が法定雇用率を下回っている場合は、障害者雇用納付金の納付が必要

(従業員数が100人以上の事業所が対象)

1人あたり月額5万円

高齢・障害・求職者雇用支援機構

この納付金を原資として、さまざまな助成がなされています

障害者雇用助成金

身体障害者・知的障害者・精神障害者を雇用する場合

特定就職困難者雇用開発助成金
(特開金)

大企業50万円、中小企業135万円
(重度障害者の場合は、100万円、240万円)

※短時間労働の場合は、30万円、90万円

障害者雇用ファーストステップ奨励金

100万円(初めての雇用1人目のみ)

トライアル雇用(試行雇用奨励金)

月額4万円(3ヶ月限度)

※上記のほかに、障害者作業施設設置等助成金、重度障害者等通勤対策助成金、重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金 などがあります。

平成30年4月1日～ 雇用率等の改正

現行

H30、4/1～

法定雇用率

民間企業	2.0%	→	2.2%
特殊法人、国・地方公共団体	2.3%	→	2.5%
都道府県教育委員会	2.2%	→	2.4%

対象となる事業主の範囲 従業員50人以上 → 45.5人以上

※ 障害者雇用率は、平成33年4月までに、さらに0.1%引きあげられます。

障害者雇用・就労に関する用語集

【発達障害者支援センター】

発達障害児（者）とその家族が豊かな地域生活を送れるように、保健、医療、福祉、教育、労働などの関係機関と連携し、地域における総合的な支援ネットワークを構築しながら、発達障害児（者）とその家族からのさまざまな相談に応じ、指導と助言を行う機関。

【相談支援事業所】

障害のある人の福祉に関する様々な問題について、障害のある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等を行うほか、権利擁護のために必要な援助も行う機関。

【就労継続支援A型とB型の違い】

A型事業とB型事業の主たる違いは雇用契約の有無、つまり事業者と利用者の雇用関係が成立しているかないかという点です。ただし、工賃はA型にもB型にも支払われます。整理すると、A型事業の対象は「通常の事業所で雇用されることは困難だが、雇用契約に基づく就労が可能な方」であり、B型事業の対象は「通常の事業所で雇用されることは困難で、雇用契約に基づく就労も困難な方」ということになります。

【障害基礎年金】

病気やケガで生活や仕事などが制限される場合、受け取ることができる国の公的な年金で、20歳以上の方が受け取れる年金。知的障害や精神障害の方も対象となるが、障害の程度により受給の可否や等級が決定となる。

【療育手帳】

知的障害者に発行される障害者手帳で、知的障害のある方が一貫した療育・援護を受けられるよう、様々な制度やサービスの利用をしやすいことを目的にしています。就労の際の様々な制度・支援が受けられ、障害者雇用枠での就職ができるなど、障害者向けの雇用制度の対象となるため、就労の可能性が広がります。

【精神障害者保健福祉手帳】

所持している人が一定程度の精神障害がある状態であることを認定するものです。精神障害のある方が自立し、社会参加を積極的に行えるよう、様々な制度やサービスの利用をしやすいことを目的にしています。一般枠での雇用だけでなく、障害者雇用枠への求人応募ができるなど、就労の可能性が広がります。

県内の支援機関と連絡先

【公共職業安定所(ハローワーク)】

岡山	〒700-0971	電話	086-241-3222
	岡山市北区野田1-1-20	FAX	086-243-9255
津山	〒708-8609	電話	0868-22-8341
	津山市山下9-6	FAX	0868-25-0264
美作	〒707-0041	電話	0868-72-1351
	美作市林野67-2	FAX	0868-72-6559
倉敷中央	〒710-0834	電話	086-424-3333
	倉敷市笹沖 1378-1	FAX	086-427-1060
総社	〒719-1131	電話	0866-92-6001
	総社市中央 3-15-111	FAX	0866-92-6006
児島	〒711-0912	電話	086-473-2411
	倉敷市児島小川町 3672-16	FAX	086-473-3050
玉野	〒706-0002	電話	0863-31-1555
	玉野市築港 2-23-12	FAX	0863-32-4625
和気	〒709-0451	電話	0869-93-1191
	和気郡和気町和気 481-10	FAX	0869-92-0069
備前	〒705-0022	電話	0869-64-2340
	備前市東片上 227	FAX	0869-63-1384
高梁	〒716-0047	電話	0866-22-2291
	高梁市段町 1004-13	FAX	0866-22-0474
新見	〒718-0003	電話	0867-72-3151
	新見市高尾 2379-1	FAX	0867-72-8488
笠岡	〒714-0081	電話	0865-62-2147
	笠岡市笠岡 5891	FAX	0865-63-5409
西大寺	〒704-8103	電話	086-942-3212
	岡山市東区河本町 325-4	FAX	086-942-7580
おかやま新卒応援	〒700-0901	電話	086-222-2904
	岡山市北区本町 6-36第一セントラルビル7階	FAX	086-222-3001

【障害者就業・生活支援センター】

岡山障害者就業・生活 支援センター	〒703-8555	電話	086-275-5697
	岡山市北区祇園 866	FAX	086-275-9323
倉敷障がい者就業・生活 支援センター	〒710-0834	電話	086-434-9886
	倉敷市笹沖 180 くらしき健康福祉プラザ内	FAX	086-434-9853
津山障害者就業・生活 支援センター	〒708-0841	電話	0868-21-8830
	津山市川崎 1554	FAX	0868-21-8863
たかはし障害者就業・生活 支援センター	〒716-0061	電話	0866-22-7101
	高梁市落合町阿部2531-11	FAX	0866-22-7128

県内の支援機関と連絡先

【発達障害者支援センター】

おかやま発達障害者 支援センター	〒703-8555 岡山市北区祇園 866	電話	086-275-9277
		FAX	086-275-9278
おかやま発達障害者 支援センター県北支所	〒708-8510 津山市田町 31 津山教育事務所内	電話	0868-22-1717
		FAX	0868-22-1717
岡山市発達障害者 支援センター 「ひか☆りんく」	〒700-0905 岡山市北区春日町 5-6 岡山市勤労者福祉センター1階	電話	086-236-0051
		FAX	086-236-0052

【岡山障害者支援センター】

岡山障害者職業センター	〒700-0821 岡山市北区中山下 1-8-45 NTT クレド岡山ビル 17F	電話	086-235-0830
		FAX	086-235-0831

【福祉部局等】

岡山県保健福祉部 障害福祉課	〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6	電話	086-226-7344
		FAX	086-224-6520
岡山県備前県民局 健康福祉部	〒703-8278 岡山市中区古京町1-1-17	電話	086-272-4029
		FAX	086-272-2661
岡山県備中県民局 健康福祉部	〒710-8530 倉敷市羽島1083	電話	086-434-7056
		FAX	086-425-1941
岡山県美作県民局 健康福祉部	〒708-0051 津山市椿高下114	電話	0868-23-1298
		FAX	0868-23-6129
児童 相談 所	中央児童相談所 〒700-0807 岡山市北区南方2-13-1	電話	086-235-4152
		FAX	086-235-4606
	倉敷児童相談所 〒710-0052 倉敷市美和1-14-31	電話	086-421-0991
		FAX	086-421-0990
倉敷児童相談所 高梁分室 〒716-8585 高梁市落合町近似286-1	電話	0866-21-2833	
	FAX	0866-22-8098	
津山児童相談所 〒708-0004 津山市山北288-1	電話	0868-23-5131	
	FAX	0868-23-5132	
岡山県身体障害者 更生相談所	〒700-0807 岡山市北区南方2-13-1	電話	086-235-4577
		FAX	086-235-4346
岡山県知的障害者 更生相談所	〒700-0807 岡山市北区南方2-13-1	電話	086-235-4316
		FAX	086-235-4346
岡山県知的障害者 更生相談所倉敷支所	〒710-0052 倉敷市美和1-14-31	電話	086-421-0991
		FAX	086-421-0990
岡山県知的障害者 更生相談所津山支所	〒708-0004 津山市山北288-1	電話	0868-23-5131
		FAX	0868-23-5132

県内の支援機関と連絡先

【福祉事務所等】

岡山市保健福祉局 障害福祉課	〒700-8546	電話	086-803-1235
	岡山市北区鹿田町1-1-1	FAX	086-803-1755
岡山市保健福祉局障害者更生 相談所身体障害係	〒700-8546	電話	086-803-1248
	岡山市北区鹿田町1-1-1	FAX	086-803-1771
岡山市保健福祉局障害者更生 相談所知的障害係	〒700-8546	電話	086-803-1247
	岡山市北区鹿田町1-1-1	FAX	086-803-1771
倉敷市倉敷社会福祉事務所	〒700-0807	電話	086-426-3321
	倉敷市西中新田640	FAX	086-422-3389
倉敷市水島社会福祉事務所	〒712-8062	電話	086-446-1114
	倉敷市水島北幸町1-1	FAX	086-447-0551
倉敷市児島社会福祉事務所	〒711-0912	電話	086-473-1119
	倉敷市児島小川町3681-3	FAX	086-474-2270
倉敷市玉島社会福祉事務所	〒713-8121	電話	086-522-8118
	倉敷市玉島阿賀崎1-1-1	FAX	086-525-5866
津山市社会福祉事務所	〒708-8501	電話	0868-23-2111
	津山市山北520	FAX	0868-32-2153
玉野市社会福祉事務所	〒706-8510	電話	0863-32-5556
	玉野市宇野1-27-1	FAX	0863-31-9179
笠岡市社会福祉事務所	〒715-8601	電話	0865-69-2133
	笠岡市中央町1-1	FAX	0865-69-2182
井原市社会福祉事務所	〒715-8601	電話	0866-62-9517
	井原市井原町311-1	FAX	0866-62-9310
総社市社会福祉事務所	〒719-1192	電話	0866-92-8265
	総社市中央1-1-1	FAX	0866-92-8385
高梁市社会福祉事務所	〒716-8501	電話	0866-21-0200
	高梁市松原通2043	FAX	0866-23-1433
新見市社会福祉事務所	〒718-8501	電話	0867-72-6125
	新見市新見310-3	FAX	0867-72-6613
備前市福祉事務所	〒705-8602	電話	0869-64-3301
	備前市東片上126	FAX	0869-63-4206
瀬戸内市福祉事務所	〒701-4264	電話	0869-26-5943
	瀬戸内市長船町土師277-4	FAX	0869-26-8002
赤磐市社会福祉事務所	〒709-0898	電話	0869-55-1115
	赤磐市下市344	FAX	0869-55-1118
真庭市福祉事務所	〒719-3292	電話	0867-42-1581
	真庭市久世2927-2	FAX	0867-42-1369
美作市福祉事務所	〒707-0014	電話	0868-72-7701
	美作市北山390-2	FAX	0868-72-7702
浅口市福祉事務所	〒719-0243	電話	0865-44-7007
	浅口市鴨方町鴨方2244-26	FAX	0865-44-7110
西粟倉村福祉事務所	〒707-0503	電話	0868-79-7100
	英田郡西粟倉村影石95-3	FAX	0868-79-7101
美咲町福祉事務所	〒709-3717	電話	0868-66-1115
	久米郡美咲町原田1735	FAX	0868-66-2038
新庄村福祉事務所	〒717-0201	電話	0867-56-2646
	真庭郡新庄村2008-1	FAX	0867-56-7044

県内の支援機関と連絡先

【地域活動支援センター】

地域サポートセンター 仲よし	〒700-0806 岡山市北区広瀬町10-9	電話	086-223-1181
		FAX	086-223-1182
地域活動支援センター 旭川荘	〒703-8555 岡山市北区祇園866	電話	086-275-4518
		FAX	086-275-9323
ひらた旭川荘 地域活動支援センター	〒700-0952 岡山市北区平田407	電話	086-245-7361
		FAX	086-245-7385
地域活動支援センター ぱる・おかやま	〒700-0822 岡山市北区表町3-7-27 2階	電話	086-201-1720
		FAX	086-201-1713
支援センター コンドル	〒702-8026 岡山市南区浦安本町208-6	電話	086-261-7228
		FAX	086-262-7179
障害者生活支援センター こら〜れ	〒709-3111 岡山市北区建部町福渡834-2	電話	086-722-5200
		FAX	086-722-5201
サポートセンター かけはし	〒704-8112 岡山市東区西大寺上3-2-1 1階	電話	086-206-3127
		FAX	086-206-3128
倉敷地域生活 支援センター	〒710-0002 倉敷市生坂836-1	電話	086-464-4310
		FAX	086-464-3980
倉敷西部地域生活 支援センター	〒710-0803 倉敷市中島269-1	電話	086-441-3402
		FAX	086-441-3409
倉敷市水島障がい者 支援センター	〒712-8033 倉敷市水島東栄町12-28	電話	086-440-3334
		FAX	086-440-3335
倉敷市児島障がい者 支援センター	〒711-0921 倉敷市児島駅前4-83-2	電話	086-472-3855
		FAX	086-472-3852
倉敷市玉島障がい者 支援センター	〒713-8121 倉敷市玉島阿賀崎2-1-10	電話	086-525-7867
		FAX	086-525-7868
真備地域生活 支援センター	〒710-1313 倉敷市真備町川辺2058	電話	086-441-7800
		FAX	086-441-6447
地域生活支援センター ネクスト津山	〒708-0884 津山市津山口308-5	電話	0868-22-1177
		FAX	0868-22-1177
つやま地域生活 支援センターつばさ	〒708-0013 津山市二宮80-1	電話	0868-28-7335
		FAX	0868-28-7330
地域活動支援センター こころの里	〒706-0011 玉野市宇野1-8-8	電話	0863-33-5151
		FAX	0863-33-5252
笠岡市精神障害者 支援センター	〒714-0081 笠岡市笠岡2627番地	電話	0865-62-5024
		FAX	0865-62-5024
井笠圏域障害者相談支援セン ター(ふぁみりあ)	〒714-8502 笠岡市六番町2-5	電話	0865-63-7295
		FAX	0865-63-7296
地域活動支援センター ゆうゆう	〒719-1172 総社市清音軽部1135	電話	0866-92-2400
		FAX	0866-92-8162
たかはし障害者総合 相談センター	〒716-0062 高梁市落合町近似286番地1	電話	0866-22-9800
		FAX	0866-22-0090
ほほえみ広場にいみ	〒718-0003 新見市高尾2488-13	電話	0867-71-2166
		FAX	0867-71-1022
ゆずりは作業所	〒709-0226 備前市吉永町岩崎373	電話	0869-84-2510
		FAX	0869-84-2511
瀬戸内市地域生活 支援センタースマイル	〒701-4246 瀬戸内市邑久町山田庄880番地1	電話	0869-22-9600
		FAX	0869-22-9601

県内の支援機関と連絡先

【地域活動支援センター】

美作市障害者地域活動支援センター(なごみ)	〒709-4234	電話	0868-72-1158
	美作市江見945	FAX	0868-75-1118
東備地域生活支援センター	〒709-0451	電話	0869-93-2565
	和気郡和気町和気702	FAX	0869-93-2446
早島地域生活支援センター	〒701-0304	電話	086-441-6767
	都窪郡早島町早島3365-2	FAX	086-441-6769
勝田郡地域生活支援センター 虹	〒709-4311	電話	0868-38-0161
	勝田郡勝央町岡1338	FAX	0868-38-0162

【県内特別支援学校】

県立岡山盲学校	〒703-8235	電話	086-272-3165
	岡山市中区原尾島4-16-53	FAX	086-272-1853
県立岡山聾学校	〒703-8217	電話	086-279-2127
	岡山市中区土田51	FAX	086-279-8960
県立岡山支援学校	〒703-8207	電話	086-275-1010
	岡山市北区祇園866	FAX	086-275-0029
県立岡山西支援学校	〒700-0951	電話	086-243-4535
	岡山市北区田中579	FAX	086-243-4531
県立岡山東支援学校	〒703-8216	電話	086-279-3020
	岡山市東区宍甘1018	FAX	086-279-6973
県立岡山南支援学校	〒701-0212	電話	086-298-1090
	岡山市南区内尾721-3	FAX	086-298-1092
県立岡山瀬戸高等支援学校	〒709-0854	電話	086-952-5633
	岡山市東区瀬戸町江尻1326	FAX	086-952-5636
県立倉敷まきび支援学校	〒710-1301	電話	086-697-1233
	倉敷市真備町箭田4682-1	FAX	086-698-2511
県立倉敷琴浦高等支援学校	〒711-0903	電話	086-477-9301
	倉敷市児島田の口1-1-16	FAX	086-477-9303
県立西備支援学校	〒714-0071	電話	0865-63-1603
	笠岡市東大戸5075-1	FAX	0865-63-1604
岡山県健康の森学園支援学校	〒718-0313	電話	0867-96-2995
	新見市哲多町大野2034-5	FAX	0867-96-2998
県立東備支援学校	〒705-0013	電話	0869-66-8501
	備前市福田637	FAX	0869-66-8502
県立早島支援学校	〒701-0304	電話	086-482-2131
	都窪郡早島町早島4063	FAX	086-482-2130
県立誕生寺支援学校	〒709-3603	電話	0867-28-2321
	久米郡久米南町山ノ城110-2	FAX	0867-28-2322
県立誕生寺支援学校(弓削校地)	〒710-0036	電話	0867-28-2828
	久米郡久米南町上弓削1657-1	FAX	0867-28-2823
倉敷市立倉敷支援学校	〒710-0036	電話	086-425-4611
	倉敷市粒浦388-1	FAX	086-427-4445
岡山大学教育学部附属特別支援学校	〒703-8282	電話	086-277-7431
	岡山市中区平井3-914	FAX	086-277-7673

各書式（参考）

特別支援学校が実習等において使用している各書式を紹介します。
各校での参考にしてください。

【様式1】実習依頼書

【様式2】実習受け入れ承諾書

【様式3】実習評価表

【様式4】調査書

【様式1】

第 年 月 日
平成

〇〇（事業所名）
〇〇（代表者職・氏名） 〇〇 殿

〇〇〇〇〇〇〇〇高等学校
校 長 〇 〇 〇 〇

平成 年度第 学年個別実習について（御依頼）

春暖の候、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。
平素から、本校教育につきまして御理解と御協力を賜り、感謝申し上げます。
さて、このたび生徒の社会自立を目指した学習の一環として、次のように個別実習を計画いたしました。
つきましては、御多用中とは存じますが、御指導、御鞭撻をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

記

- 1 目的 卒業後の就労に向けて、必要な知識と技能を身につけ、実践的な態度を育成する。
- 2 期 日 平成 年 月 日（ ）～ 月 日（ ） 但し、土日を除く
- 3 時 間 : ～ :
- 4 実習生 第〇学年 〇〇〇〇
- 5 災害保障 実習期間中、通勤途上や職場内で不慮の事故の無いよう万全の処置を講じます。実習に伴い、損害賠償責任保険（対人・対物）に加入しています。
- 6 その他 実習生の欠勤・遅刻等については、実習生が実習先に連絡するものとします。警報が発令された場合は、学校の対応に合わせて実習を休みにさせていただきます。
実習期間中は、本校の職員が巡回指導を行います。お気付きのことがありましたら、職員にお知らせください。

連絡先 〇〇〇〇〇〇高等学校
〒〇〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇
TEL〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 FAX〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
担当者

【様式2】

平成 年 月 日

〇〇〇〇〇高等学校長 殿

事業所名

代表者名

実習受け入れ承諾書

現場実習について、申し出のありました次の生徒を、当事業所に実習生として受け入れます。

記

- ・実習期間 平成 年 月 日 () から
平成 年 月 日 () まで
- ・実習生徒 学年
氏名

実習評価表（指導者用）

この評価表は、生徒が就労を目指す上で、どのような点に課題があるのかを明らかにすることを目的としています。

今後の学校生活で、重点的に指導を行い、より適切に職場に適応したり、より安全に、より正確に、仕事に取り組むことができるようにしていきたいと考えています。今回の実習生を「雇用するとしたら」という視点で御記入下さい。

事業所名	
担当者名	
生徒氏名	

〇〇〇〇〇〇高等学校

実習評価表（指導者用）

実習生氏名（

）担当者名（

）

領域	No.	チェック項目	評価の目安 内容	100~75%	75~50%	50~25%	25~0%
				4 (できる・ある)	3 (だいたいできる・だいたいある)	2 (あまりできない・あまりない)	1 (できない・ない)
Ⅰ 職業生活	1	健康状態	健康に気をつけ、良好な体調を保っている。	健康状態は良い。	健康状態はだいたい良い。	健康状態はあまり良くない。	健康状態は良くない。
	2	身だしなみ	職場に応じた身だしなみをしている。	職場に応じた身だしなみをしている。	だいたい職場に応じた身だしなみをしている。	あまり職場に応じた身だしなみをしていない。	職場に応じた身だしなみをしていない。
	3	規則の遵守	職場の規則を守る。	規則を守る。	規則をだいたい守る。	規則をあまり守らない。	規則を守らない。
	4	出勤状況	正当な理由(通院、電車の遅延等)のない遅刻・早退・欠勤はない。	遅刻・早退・欠勤はない。	遅刻・早退・欠勤が1~2日ある。	遅刻・早退・欠勤が3~4日ある。	遅刻・早退・欠勤が5日以上ある。
Ⅱ 対人関係	1	挨拶	相手や場に応じて挨拶ができる。	挨拶ができる。	きまった挨拶はできる。	相手から挨拶されれば応じることはできる。	挨拶はできない。
	2	意思疎通・会話	同僚、上司と適切な言葉遣いで、会話ができる。	適切な言葉遣い(敬語の使用しての報告、質問等)ができる。	適切な言葉遣い(敬語の使用しての報告、質問等)はだいたいできる。	適切な言葉遣い(敬語の使用しての報告、質問等)はあまりできない。	適切な言葉遣い(敬語の使用しての報告、質問等)はできない。
	3	人間関係の維持	誰とでも人間関係を上手にとれる。	人間関係を上手にとれる。	人間関係をだいたい上手にとれる。	人間関係をあまり上手にとれない。	共同作業ができない。
	4	協調性	場の空気を読んで職場の方や雰囲気に合わせて行動ができる。	協調性がある。	だいたい協調性がある。	周囲と協調した行動があまりできない。	自己中心的な言動が目立つ。
Ⅲ 作業力	1	体力	1日を通して作業ができる体力がある。	一日中、作業する体力がある。	半日持続できる体力がある。	体力はあまりない。	体力はない。
	2	指示内容の遵守	指示通りに仕事ができる。	指示通りに仕事ができる。	だいたい指示通りに仕事ができる。	あまり指示通りに仕事ができない。	指示通りに仕事ができない。
	3	正確性	正確に作業をし、品質、水準を保持できる。	正確に作業できる。	だいたい正確に作業できる。	あまり正確に作業できない。	正確に作業できない。

記入の仕方

1 評価場面とチェックする者

職業生活、職場の対人関係、職務遂行等について、職場の指導者の方でチェックをお願いします。

2 チェック結果記録表

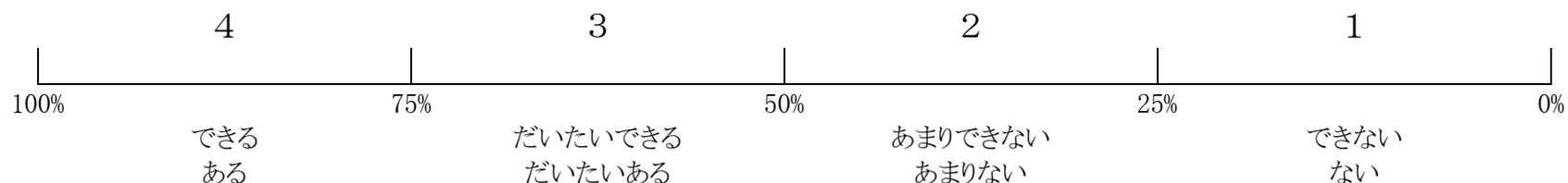
① 必要なチェック項目の選択

生徒の支援に必要なチェック項目について評価します。

I～IV領域に標準的な項目をあげていますが、担当者が、判断できない項目、把握していない項目、評価する必要がないと考える項目等はチェックしなくてもかまいません。

② 評価段階

評価段階は4段階です。各段階の達成の目安は次のとおりです。



③ 評価の仕方

各チェック項目の内容や評価段階の達成の目安や記述を参考にしてチェックしてください。

④ 「特記事項」欄

「4段階評価に当てはまらないこと」、「就労を目指す上で特に気になった点(髪型・服装・言葉遣い等)」について記述してください。

調 査 書 (タイプ1)

(応募書類 その2)

【様式4】

ふりがな		性別	岡山県
氏名	平成 年 月 日生	現住所	
学校名	〇〇〇〇〇〇高等学校		
課程名	全・定・通	学科名	職業科
		在学期間	平成 年 月 入学 平成 年 月 卒業見込

特別活動の記録

出席状況	欠席日数	1年	2年	3年	4年
	欠席の主な理由				

身 体 状 況 検査日・平成 年 月

身長	cm	視	右 ()	聴	右	備考
		力	左 ()	力	左	
体重	kg					

(視力欄にA~Dが記入されている場合、A : 1.0以上、B : 1.0未満0.7以上、C : 0.7未満0.3以上、D : 0.3未満を表す)

学 習 の 記 録

教 科	評 定			
	1年	2年	3年	4年
国 語				
社 会				
数 学				
理 科				
音 楽				
美 術				
保健体育				
職 業				
家 庭				
工 業				
外 国 語				
情 報				

教 科	評 定			
	1年	2年	3年	4年

本人の長所・推薦事由等

記 載 者	担任	印
-------	----	---

※評定はA~Cの3段階

	修得単位数			
	1年	2年	3年	4年
総合的な学習の時間	/	/	/	/
留 学	/	/	/	/

上記の記載事項に誤りのないことを証明します。

平成 年 月 日

(所在地) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇

(学校名) 〇〇〇〇〇〇〇〇高等学校

(電話番号) 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

(校長名) 〇 〇 〇 〇

印

調査書 (タイプ2)

記入日：平成 年 月 日

氏名			(写真)
生年月日	平成 年 月 日 (歳)		
住所	〒 TEL ()		
項 目		内 容	
健康身体面	健康状態		
	運動機能		
学習面	文字		
	数量		
	認知力		
	表現		
社会生活面	基本的生活習慣		
	社会性		
	コミュニケーション		
	情緒の安定		
	その他		
作業面	技能		
	態度		
その他			
実習経験	(1年時)	(2年時)	(3年時)

※個人情報保護のため、実習終了後には、ご返却ください。

岡山県教育庁特別支援教育課

住所 〒700-8570
岡山県岡山市北区内山下二丁目4番6号

電話 086-226-7912
086-224-0612 [FAX]

ホームページ

<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/147/>

岡山県教育庁特別支援教育課

検索